

医療 DX 推進体制加算に係る掲示について

当院では、令和6年6月1日の診療報酬改定に伴う、医療 DX 推進体制整備について下記の通り対応を実施いたします。

- ・オンライン請求を行っております。
- ・オンライン資格確認を行う体制を有しております。
- ・医師が、オンライン資格確認を利用して取得した診療情報を、診療を行う診察室または処置室において、閲覧または活用できる体制を有しております。
- ・電子処方箋を発行する体制については、電子カルテメーカーと協議を行っております。

(令和7年3月31日までの経過措置)

- ・電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制については、電子カルテメーカーと協議を行っております。

(令和7年9月30日までの経過措置)

- ・マイナンバーカードの健康保険証利用の使用に関して、一定程度の実績を有しております。
- ・医療 DX 推進の体制に関する事項及び、質の高い診療を実施する為の十分な情報を取得・活用して診察を行うことについて、院内の見やすい場所及びホームページ上に掲示しております。